

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年9月22日(2005.9.22)

【公開番号】特開2003-299695(P2003-299695A)

【公開日】平成15年10月21日(2003.10.21)

【出願番号】特願2002-109404(P2002-109404)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 F 13/53

A 6 1 F 5/44

A 6 1 F 13/49

A 6 1 G 12/00

A 6 1 L 15/16

A 6 1 L 15/60

B 0 1 J 20/24

【F I】

A 6 1 F 13/18 3 0 7 A

A 6 1 F 5/44 H

A 6 1 G 12/00 W

B 0 1 J 20/24 B

A 6 1 L 15/01 Z B P

A 4 1 B 13/02 D

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月8日(2005.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラクトマンナンがホウ素及びホウ素以外の三価以上の多価金属イオンにより架橋されたゲルからなり、自重の5倍量の血液を吸液開始から60秒以内に吸収することを特徴とする吸収材。

【請求項2】

ガラクトマンナンがホウ素及びホウ素以外の三価以上の多価金属イオンにより架橋されたゲルであって、ホウ素をガラクトマンナン1kgあたり1~100ミリモル含有するものからなり、自重の5倍量の血液を吸収した後に、さらに自重の3倍量の血液を10分以内に吸収することを特徴とする吸収材。

【請求項3】

ガラクトマンナンがホウ素及びホウ素以外の三価以上の多価金属イオンにより架橋されたゲルであって、ホウ素以外の三価以上の多価金属イオンをガラクトマンナン1kgあたり100~1000ミリモル含有するものからなり、自重の5倍量の血液を吸収した後に、さらに自重の3倍量以上の血液を10分以内に吸収することを特徴とする吸収材。

【請求項4】

三価以上の多価金属イオンが、チタンイオン、ジルコニウムイオン、アルミニウムイオン、セリウムイオン及びイットリウムイオンからなる群から選ばれる1種以上の金属イオンであることを特徴とする請求項1ないし3記載の吸収材。

【請求項5】

ガラクトマンナンを水に溶解・膨潤して、ガラクトマンナンゾルを形成し、次いでホウ素及びホウ素以外の三価以上の多価金属イオンを添加して架橋体を形成し乾燥することを特徴とする、自重の5倍量の血液を吸液開始から60秒以内に吸収することができる吸収材の製造方法。

**【請求項6】**

ガラクトマンナンを水に溶解・膨潤して、ガラクトマンナンゾルを形成し、次いでホウ素及びホウ素以外の三価以上の多価金属イオンを添加して架橋体を形成し乾燥することを特徴とする、自重の5倍量の血液を吸収した後に、さらに自重の3倍量の血液を10分以内に吸収することができる吸収材の製造方法。

**【請求項7】**

架橋体を形成した後、この架橋体と親水性有機溶剤とを混合し破碎後、乾燥することを特徴とする請求項5又は6記載の吸収材の製造方法。